

東京大学 大学院情報理工学系研究科 情報理工学教育研究センター
次世代知能科学研究部門 教員公募

1. 職 名 教授（常勤）
2. 募集人員 1名
3. 着任時期 2025年1月1日以後のなるべく早い時期
4. 試用期間 採用された日から14日間
5. 雇用形態 常勤 ただし、2029年3月31日までの時限付きポスト。
6. 勤務地 東京大学 大学院情報理工学系研究科 情報理工学教育研究センター
次世代知能科学研究部門（本郷地区）。
変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
7. 研究分野 東京大学次世代知能科学研究センター（以後AIセンター、<http://www.ai.u-tokyo.ac.jp/>）のいずれかの部門に該当する研究分野で、特にAIの実世界応用における未開拓の課題に、ハードウェア、理論、機械学習手法等を総合的に革新・駆使して取り組む研究。
8. 担当業務 AIセンターの新世代AI呼応研究教育戦略本部（略称：新AI戦略本部）に兼務し、次の職務を主として担う：生成AI等により急変する状況へのアジャイル対応、既存組織に横串を入れる動的組織化、世界の一步先を見据えたビジョン策定、本事業関連プロジェクト統括実施、新AI研究分野の策定、AIセンター自体の組織再編、新学問分野の創成促進など。また、非情報系学生を主対象としたAI利活用に関する講義（演習含む）を始めとするAIセンター主催講義群の担当、セミナーやシンポジウム（年6回程度）の企画・開催等も含む。並行してAIセンターのいずれかの研究部門に兼務し、上記7.の分野の先端研究教育に従事する。
なお、AIセンターは教育部局でないため学生は所属していない。
変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
9. 就業時間 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
10. 休 日 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 賃 金 等 東京大学教職員給与規定の定めるところによる。
12. 加入保険 文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 応募資格
 - ・ 博士の学位を有すること

- ・ 上記7.の研究分野における優れた研究実績を有すること
- ・ AI 関連分野における教育経験を有すること
- ・ 業務の遂行に必要な日本語読解力および日本語によるコミュニケーション能力を有すること

14. 応募書類

- ・ 履歴書 (https://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html の東京大学統一履歴書フォーマットを用いること)
- ・ 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書
https://drive.google.com/drive/folders/1mRhJk24Gz6oBhS8gwBPgAFW7j60NFjtu?usp=drive_link
- ・ 研究業績・教育実績リスト（主要論文3編のコピーを添付のこと）
- ・ 研究歴・教育歴概要（「研究業績リスト」に記載された成果を引用して記述すること）（A4 版1枚以内）
- ・ 今後の研究教育計画（A4 版1枚以内）
- ・ 本センターに応募する理由と業務・研究教育に関する抱負（希望職位と着任可能時期を明記し、上記7.8.に記載されている内容を踏まえて記述すること）（A4 版1枚以内）
- ・ 応募者について意見を求めることができる方2名の氏名、役職、連絡先

15. 応募締切 2024年8月16日（金）17:00 必着

16. 応募書類提出方法および問い合わせ先

応募書類提出方法：以下のアドレスあて、電子メールにて提出のこと：director@ai.u-tokyo.ac.jp

応募書類は1個の PDF または Zip ファイル（5MB を越えないこと）にまとめ、安全な暗号化したものを送付すること。

暗号化パスワードは、ファイル受領後にこちらから指定する別手段で送付のこと。

問い合わせ先：東京大学 大学院情報理工学系研究科 情報理工学教育研究センター 次世代知能科学研究部門長

以下のアドレスあての電子メールにて対応する：director@ai.u-tokyo.ac.jp

17. 募集者名称 国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. 留意事項 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術

の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

20. その他

- ・ 選考にあたり面接を行うことがあります。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類をこの目的以外で利用することはありません。